

# 元大法官蘇俊雄博士の思い出

石 堂 功 卓

## はじめに

元司法院大法官蘇俊雄博士は、一九三五年八月二日に台湾省台南六甲郷に生れ、農家の子弟として、終始、故郷の台南烏山頭に深い情念を向けておられたことは、夙に有名であります。台南一中から台湾大学法学院、同大学院法学修士というエリートコースの秀才であつたようです。

一九六二年末、蘇博士は台湾大学の教授の紹介で西ドイツのフライブルク大学に留学の機会を得られ、国際刑法研究所の研究助手として研鑽を積まれ、後にドイツ語で執筆した学位論文が *Erbe und Pflicht* 教授（フライブルク大学）の評価されることとなり、法学博士の学位をフライブルク大学より授与されたのでした（一九六六年）。博士論文は「中国の法律思想の自然法学観」と題するものでした。

その後、一九六七年から一九七〇年まで西ドイツのケルン大学で、法制研究所の上級研究員として研鑽を積み、帰国後、母校台湾大学で教鞭をとることとなります。丁度、夏休暇で再び西ドイツを訪れた時に、フライブ

ルクの国際刑法研究所で、所長からはじめて紹介され、私との交誼が始まったわけですが、最初から、同世代の間として、私も博士と同様、太平洋戦争末期のアメリカ軍の空襲による惨状を目の当たりにし、さらに戦後の学制改革の大きな歴史的転換を体験したものととして、お互いに肝胆相照らすものがあり、心より打ち解けて、お互いの故郷、広島と台湾を訪れ合うこともできたのだと思います。

それにしても、二〇一一年一月三日、心肺衰弱により、享年七七歳の生涯を閉じられたことは惜しみても余りあるものがあり、断腸の思いです。蘇俊雄博士に関する想い出は、一冊の書物にしても、なお足りない位たくさんあるのですが、ここでは紙数の関係もありますので想い出すままに、時系列的に、かいつまんで書き連ねることとし、もっと詳しい内容については、『蘇俊雄先生訪談録』(台湾省参議会時期口述歴史訪談計画)に譲ることとします。

### (1) フライブルク(西ドイツ)での出会い

一九七一年七月末、西ドイツのフライブルク大学にあるマックス・プランク国際刑法研究所の客員研究員として滞在していた私の研究室で、所長のハンス・ハインリッヒ・イエシエック博士が彼を紹介され、同じ東洋の研究者同士だからということで、温かく接遇して下さったのが最初の出会いでした。少しずつ話している中に戦争中の空襲の話とか、戦後の学制改革の話とか、私が広島一中出身ということで、原爆の話題など、何年も前から知己であったように共通の生活体験や趣味などについても心置きなく話ができ、お互い肝胆相照らすものを感じあつていました。

しばらくすると、疲れた心身を癒すためビール・ハウスに出かけることとなり、呑むほどに酔うほどに、ドイツ

歌曲やイタリア歌曲を歌い始め、驚いたものでした。しかし、博士の美声とその声量は本物で、台湾大学の学生時代に合唱部あたりで鍛えておられたのでしょう。とくに「オオ・ソレミヨ！」や「帰れソレントへ！」はよく聴かされたものでした。しかし、昼間、研究所で見かけるときには、学位論文を仕上げた自信に満ち溢れ、研究所の庭を後ろ手に、学者然として歩きながら思索に耽る蘇博士をよく見かけたものです。

## (2) 旅行好きの畏友

蘇博士は、とても旅行好きの方でした。「旅は発見である」が口癖で、研究所のエクスカージョンにも喜んで参加され、スイスとの国境にあるボーデン・ゼーエ（ボーデン湖）のほとりを散歩したり、ボートを楽しんだりするばかりでなく、水泳もなかなか上手でした。心から開放感に浸っているようで、研究所での蘇博士とは全く違った一面を垣間見た思いがしたものです。一緒にシャウ・インスランドの観光他を訪れたこともあり、大自然の山や湖の美しさを堪能したこともありました。

後年になりますが、日本もたびたび訪れて来られ、東京や京都の名所・旧跡を訪ね歩き、多くの質問を受けたり、ときには議論に夢中になったあと、決まってビールやワインに酔いしれて、歌曲を唄い始めるというのが常でした。迎も楽しい酒で、相手を和ませることの上手な方でした。

## (3) 西ドイツでの七年間に亘る研究生生活とその後

ドイツ流のデンク・ヴァイゼ（考え方）と中国流の考え方との相異を、いかに克服して融合させ、蘇博士独自の思考方を構築するかに意を用いている研究態度であったように思います。こうした思索を四年間かけてドイツ語

で執筆した学位論文に仕上げ、Erik Wolf教授（フライブルグ大学）に提出された忍耐力と構成力には、人並み外れた能力を感じずにはおられません。

一九六六年フライブルク大学より法学博士の称号を授与されたあと、三年間に亘って、ケルン大学法制研究所の上級研究員として、法哲学、国際刑法の研究に専念されたわけで、日本人のわれわれからみると驚嘆に値する持続力と忍耐力であつたように思えます。それだけに、議論の核心を突く説得力あるお話がよく聴かれたものです。そのような努力の結果が、後にベルリン自由大学並びに中京大学などでの客員教授の就任につながつたのだと思います。ドイツや日本の学会での講演も数多く引き受けられ、極めて説得的な異文化交流の実を挙げてこられたように思います。

偶然のことながら、博士も私も帰国後、夫々の大学で地道に精進し、一九七二年と一九七四年に教授昇任し、中京大学と台湾大学とで独自の研究生生活を続行し多忙な大学人として活躍したことでした。とりわけ、蘇博士は政治への分野にも関心を持たれ、一九七四年に国民党に入党され、一九七七年省議会議員にもトップ当選され、益々多忙な毎日を送られたようです。

#### (4) 台北での劇的な再会

中京大学社会科学研究所では、一九八一年から台湾総督府文書の史料収集と調査・研究が開始されていましたが、桧山幸夫主任研究員を中心に研究組織が生まれ台湾研究部会として活躍しておりました。その共同研究が文部省でも評価され、一九八五年助成金を得て、現地台湾省文献委員会に史料収集に出かけることになったわけです。渡台後、先ず、台湾省教育部を表敬訪問し、施次長にご挨拶したうえ、台湾省文献委員会へ連絡して頂いたところ、戒

厳令下にあるため、『台湾総督府文書』は貴重な歴史的文献で外国人研究者の閲覧は不許可になっているとのこと。

調査団の団長としては、そのまま帰るわけにもいかず困り果てた上、施次長に「ドイツ留学していた台湾大学の蘇俊雄博士はどうしておられますか?」と尋ねたところ、施次長曰く「彼は台湾大学教授であるのみならず台湾省政府の無任所委員(大臣)になっているから連絡をとってあげましょう。」ということ、ものの三〇分も待たないうちに蘇俊雄博士自身が、直接教育部に來られ再会を喜び合ったものです。しかし博士は、ことの次第を聞かや直ちに台湾省文献委員会に連絡していただき、中京大学調査団は、真に学術的な観点から史料収集しようとしているのであって、外交部の主張する戒厳令下の貴重な史的文献ゆえに閲覧不許可などありえないと、極めて説得的な筋論で文献委員会の担当主任を納得させ、調査団の『台湾総督府文書』の閲覧が実現したことでした。

この時の再会ほど、劇的で、ありがたい友情を感じたことはありませんでした。その後、文献委員会での史料収集活動は毎年続行され、何かと蘇俊雄博士のお世話になっていた経緯については、主任研究員の松山教授の報告を待つこととしましょう。

#### (5) 司法院大法官時代の蘇俊雄博士

一九九四年(平成五年)、蘇博士は、李登輝總統の指名を受け、国民大会の同意を経て、司法院第六期大法官に就任されました。大法官に就任されてからも、相変わらず気さくで親身になって相手の世話をして下さる方でした。中京大学調査団もどれほど、毎年訪台するたびに、お世話になったことが枚挙にいとまがないくらいです。私に対しては、どこまでもドイツ留学の友人として接していただき、大法官室に招いてワインを御馳走になったり、大法官廷の見学や解説、さらには李登輝總統初め最高法院院長や行政法院院長などにも、ご紹介くださり大変な厚遇

を受けたものです。

そうしたことから、益々二人の交誼は深まり、お互いの比較刑事法学に役立つような行事を紹介し合ったり、国際学会に共同参加したりしてきたことでした（例えば、ハンブルグの国際刑法学会や東京での国際刑法学会など）とりわけ、大法官時代に執筆された『刑法総論』（一九九五年）、『刑法総論』（一九九七年）、『刑法総論』（二〇〇〇年）の三部作は博士の刑法理論に対する哲学



的基礎と認識論に関わるユニークな研究書で、極めて体系的かつ、精緻な論著として有名を馳せ、「刑法学の百科事典」と称賛されている程です。この論著の中に拙著『刑法総論(判例)』(一九八〇年)や『現代刑事判例研究』(一九八五)などご紹介くださり、種々議論できた思い出は尽きません。

もとより蘇俊雄博士が第六期大法官の九年間に亘る任期中、憲法学理の追求に専念され、司法の良心を磨き、憲法主義者の立場において、憲法の人権に対する保障の実践に努め、台湾の憲政民主を堅固なものとなすよう尽力されたことは、衆目の一致するところであります。なかでも、台湾総統が行政院長を兼ねることが、憲法違反にはならないとする蘇大法官の新憲法解釈は、随分話題となり、時の台湾政府をどれだけ力づけたものになったことか忘れられません。

当該案件の審議過程において、如何にして堅持と妥協の間の折衝をはかるべきかは大法官にとって厳肅な司法哲学の課題であると、常々、口にしておられた蘇大法官の面目躍如たるものがありました。

蘇俊雄博士が大法官の九年間の任期中に発表された同意と不同意の意見書を収録し、さらに憲法解釈方法論に関する論文も併せて収録した著書『憲法意見』(台北)蘇俊雄博士(二〇〇五年)は、まさに蘇大法官がいかに真剣に大法官審議に参加されたことが、また、そのことが、最も重要な大法官たる者の職務倫理であることを世に知らしめたことが、その証左となるもので敬服に値する成果です。

それに私として忘れてならない思い出としては、大法官会議の御招請で、一九九九年五月二七日国際学術交流の観点から講演をさせて頂いたことです。最高法院院長林明德先生に御挨拶させて頂き最高法院大会議室で「日本国憲法の人権保障と検察官の捜査権限」と題するテーマでお話した上で、参加された約一〇〇名の判事、検事、弁護士、学者などと、実りある討議ができたことでした(社会科学研究第二〇巻第一号二二頁所収)。もとより、こう

した行事も大法官蘇俊雄博士の配慮によるものです。胸が熱くなる友情を感じずにはおられません。

### おわりに

常に相手の立場になって、物事を処理し、人間愛に満ちていた元大法官蘇俊雄博士は、もうこの世にはいません。心の中に大きな穴が空いたように感じられるこの頃ですが、『幽明境を異にする』というのは、こんなにも悲しいことなのでしょうか。

蘇博士には五〇年間連れ添って来られた美貌の良妻賢母蘇余美津女史がおられ、常に、陰に陽に博士を支えて来られました。長女の裕玲様、長男の彦函君、それぞれ立派に成長され温かい家庭を築いておられます。本当に理想的な御家族でした。でも蘇博士がおられないと体を成さないので。自然の摂理とは言え、余りにも悲しすぎるではありませんか。真理の探究と法美学の追求、まさに国際平和と人類愛の実践に身を挺して献身的に奉仕して来られた台湾の偉大なる哲人は、この世を去ったのです。彼の残した遺業を範として、われわれも国際平和と人類愛のために尽力することを誓ってペンを擱くこととします。